

令和6年度第2回自然再生専門家会議 議事録

日時：令和6年11月22日（金） 10:00～12:00

場所：航空会館901号室及びオンライン開催（ウェブ会議システムを使用）

出席者（敬称略）：

（委員長） 鷺谷 いづみ

（委員） 大河内 勇 萱場 祐一 小林 達明 佐々木 淳
志村 智子 高山 光弘 中村 太士 宮内 泰介
守山 拓弥 山本 智子 和田 恵次

（農林水産省） 古林 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室 課長補佐
大城 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室 係長

（国土交通省） 高森 総合政策局環境政策課 課長補佐
横山 総合政策局環境政策課 係長

（環境省） 番匠 自然環境局自然環境計画課 課長
笹渕 自然環境局自然環境計画課 保全再生調整官
塩川 自然環境局自然環境計画課 係長

（文部科学省） 濱部 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 課長補佐
伊藤 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 係員

（実施者） 中海自然再生協議会

國井 中海自然再生協議会 会長 / 島根大学 名誉教授
桑原 島根大学生物資源科学部環境共生科学科 教授
倉田 島根大学生物資源科学部環境共生科学科 准教授
小倉 中海自然再生協議会事務局 認定NPO自然再生センター
阿蘇草原再生協議会
中武 環境省九州地方環境事務所国立公園課 自然再生企画官
岩崎 環境省九州地方環境事務所阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 国立公園管理官

（事務局） 田屋 株式会社一成

池田 株式会社一成

1. 開会

司会（事務局）：

予定の時刻となりましたので、これより、令和6年度第2回自然再生専門家会議を開催させていただきます。本日、事務局を務めさせていただきます、株式会社一成の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、配信拠点における対面とオンラインによるハイブリット形式にて開催しております。委員長と関係省庁等は、こちらの配信拠点から出席させていた

できます。オンラインで参加の皆様につきましては、トラブルがございましたら、チャットにてご連絡ください。

また、「自然再生基本方針」並びに「自然再生専門家会議の開催について」にのっとり、会議は公開となっております。本日、傍聴者の皆様は、YouTubeの配信ライブにてご覧いただいておりますので、ご承知おきいただければ幸いです。

では、はじめに、委員の皆様をご紹介させていただきます。時間の都合上「お名前」のみご紹介させていただき、ご所属等につきましては、事前にお送りしております資料の「自然再生専門家会議委員名簿」をご参照ください。それでは、五十音順でご紹介させていただきます。

(委員及び出席者紹介)

出席者の紹介は以上でございます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様につきましては、11月15日に事務局より資料をお送りいたしました。お手元にご準備をお願いします。

(「配布資料一覧」に従い読み上げ。)

資料は以上になります。不足がありましたら、チャットに書き込んでいただければと存じます。配信拠点の皆様も不足ありませんでしょうか。傍聴者の皆様は、配信用 URL をお知らせしたメールに記載しております環境省ウェブサイトよりご覧いただけますので、そちらをご参照ください。それでは不足はなさそうですので、以降の進行は、鷺谷委員長にお願いします。よろしくをお願いします。

2. 議事

議題1. 自然再生基本方針の見直しについて

鷺谷委員長：

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日も、円滑な議事進行へのご協力をお願いします。

「議題1 自然再生基本方針の見直しについて」、事務局より説明をお願いします。

笹渕調整官：

資料1-1は、現在の自然再生基本方針見直し案になります。この資料の見方についてですが、テキストに灰色のラインと水色のラインを引いた部分があります。灰色の部分は、前回の自然再生専門家会議でお示しした現行の自然再生基本方針からの変更点になります。水色の部分は、前回の自然再生専門家会議でいただいたご意見や、パブリックコメントでいただいたご意見、その他事務局で前回会議以降に修正した部分になります。そのため、本日は、委員の皆様は、この水色ラインを引いた箇所を中心にご確認いただければと考えております。前回からの大きな修正とし

ては、自然再生推進法と4月に新しくできた生物多様性増進活動促進法の2つの関係を整理して、項目を追加しましたので、最初に解説します。資料1-4をご覧ください。

資料1-4では、自然再生推進法と生物多様性増進活動促進法の間を記載しています。1点訂正ですが、この紙面では「生物多様性増進活動促進法」という略称を使っていますが、今後は「地域生物多様性増進法」に統一されることとなります。この資料は修正が間にあわず、申し訳ございません。資料の1頁目には、2つの法律の定義と基本方針に書かれている活動内容を記載しています。自然再生推進法では「保全」、「再生」、「創出」、「維持管理」を目的としているのに対し、地域生物多様性増進法では「維持」、「回復」、「創出」を目的としており、自然再生推進法と地域生物多様性増進法では近い言葉が出てきます。各法律の基本方針に書いてあるこれらの言葉の説明を見ても、共通する部分があると考えています。例えば、自然再生推進法で記載されている「保全」や「維持管理」にあたるものは、地域生物多様性増進法でいう「維持」にあたります。また、自然再生推進法の「再生」と、地域生物多様性増進法の「回復」には共通するものがあります。この2つの法律は、別の法律にはなりますが、共通する部分も多いため、しっかりと連携しながら、自然環境の保全・再生に資する法律として、運用するのが良いと考えています。2頁目には、法律の関係性を模式的に並べました。左側が自然再生推進法、右側が地域生物多様性増進法になります。自然再生推進法では、多様な主体が参加した自然再生協議会を設置し、そこで自然再生全体構想の策定を行った上で、自然再生全体構想に基づき各主体が自然再生事業実施計画を策定し、専門家の助言を受けながら、事業を実施するスキームになっています。一方、地域生物多様性増進法では、協議会の設置が必須ではなく、企業や民間団体、地方公共団体が個別に実施計画をたて、国の認定を受けて活動することができます。そのため、地域生物多様性増進法の活動の方が、個別の主体がそれぞれ気軽に取り組めるものになっています。これまでの自然再生基本方針にも、小さな自然再生について記載されています。協議会を設置して、様々な主体を巻き込み活動をするハードルが高いこともあり、各主体がそれぞれ始められる小さな自然再生も大事だということが、自然再生基本方針に記載されているものの、この小さな自然再生については、これまで法的な位置付けがありませんでした。今後は、小さな自然再生の取組も、この地域生物多様性増進法による活動認定を受けることで、促進に繋げることができると考えています。また、自然再生推進法と地域生物多様性増進法の関係について、図に矢印で示しています。自然再生推進法の自然再生全体構想の中に書いてある取組の全てが、自然再生事業実施計画を作成し実施している訳ではありません。自然再生全体構想の中の事業の一部を、自然共生サイトとして保全・再生していくことは、今後あると考えています。実際に、自然再生協議会が活動する5箇所の事業地では、自然共生サイトの認定を

受けていますので、今後も増えていくのではないかと考えています。一方で、地域生物多様性増進法の取組は、個々の活動団体の取組になるため、自然再生推進法に基づく自然再生協議会のように、多様な主体と連携した取組や広範囲の取組として活動が発展していく場合には、協議会の枠組みを上手く活用して、多様な主体を巻き込んだ活動を行い、それぞれが連携していくことが望ましいと考えています。資料1-4の説明については以上です。

資料1-1の1頁目の目次構成をご覧ください。地域生物多様性増進法の記事を記載した、新しい項目を1(4)に追加しています。実際の記載については、12～13頁にかけて記載しており、ただいま説明したことが書いてあります。今回の修正案は、この部分の変更が大きいと思っています。その他、前回の会議にて委員からいただいた意見を反映した箇所のうち、特に大きな文言の修正について解説していきます。

資料1-1と1-2を見比べながら、説明してまいります。資料1-2の意見2～4としてまとめておりますが、小さな自然再生についてご意見をいただきました。小さな自然再生において、自然再生につながっている各省庁の取組について、記載しました。意見5の内容については、希少種だけでなく普通種も含めた生き物にも目を向けるべきとのご意見を踏まえ、追記しています。意見6～11については、委員のご指摘を踏まえて文言を追加しています。意見12～13は、災害後の自然の回復力を活かした再生について、前回の見直し案では意図が分かりづらいとのご指摘を踏まえ、書き直ししていますので、違和感がないかご確認いただければと思います。また、流域治水の観点についてご指摘いただいた件については、国土交通省と相談の上、追加しています。意見14については、河川を通じた生態系ネットワークの観点を追加しています。意見15は、外来種被害防止行動計画を踏まえた記載にすべきとのご意見を踏まえ、外来生物対策室と調整して文言を加えました。前回の会議にて、委員からご指摘いただいた修正箇所の説明は以上になります。

続いて、資料1-3は、パブリックコメントの意見とその対応案になります。10月11日～11月10日まで1か月間、パブリックコメントを実施し、合計11件の意見をいただきました。細かい文言の修正など一部反映していますが、その他は参考にさせていただくに留めています。意見5では、協議会の解散に関する記載に関して新しく追加していた内容に対し、やむを得ない理由だけでなく、自然再生の目的が達成された場合など、前向きな理由で解散する場合もあるだろうというご意見を踏まえ、その部分を追加しました。意見7は農林水産業についての記載ですが、二次的自然の形成に寄与してきた部分について、いわゆる伝統的農業と異なり、今は化学肥料や化学農薬に大きく頼った農業となっているので記載を緩めた方がいいのではないかとご意見でしたが、この点は現行の記載のままにしております。その他、自然再生基本方針そのものに対するものでない意見もありましたが、主に自然再生基本方針に関係するところは以上になります。簡単ですが、私からの説明は以上に

なります。

鷺谷委員長：

ご説明ありがとうございました。今回の修正案では、地域生物多様性増進法が施行されることに考慮した修正や加筆がありましたが、両者の関係が分かりやすく資料で整理されていると思います。前回の会議における委員の皆様のご意見やパブリックコメントの修正もなされました。

それでは、今回の修正案に関してご意見をお願いできればと思います。このあと退席される山本委員からご意見をお願いします。

山本委員：

授業があるためこのあと退席させていただきます。自然再生推進法と地域生物多様性増進法の関係性については、先日開催された自然再生協議会全国会議でも質問が出ていました。そのため、文章として示すだけではなく、説明が必要であると感じています。文章的には分かりやすくなったと思いますが、今後も説明の場を設けていただきたいと思っています。

鷺谷委員長：

自然再生基本方針の見直しの文章としては良いと思いますが、理解が難しい面がありますので、地域で活動されている方には丁寧に説明することが必要だというご意見でした。関係省庁の皆様、ご検討のほどよろしく申し上げます。

高山委員：

資料1-1のp10の18行目にある、「自然環境が安定するまで」という言葉が引っかかっています。ここでは自然環境が再び劣化した場合の扱いについて記載しているため、「適切な状態に回復するまで」や「目標とするような自然環境に回復するまで」などの表現が良いと思いました。

また、p19の4「(1) 自然環境学習への活用の重要性」に、「生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図るためには、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、自然再生事業を実施している地域が自然環境学習に積極的に活用されることが大切です。」とあります。この中に書き込む必要はないと思いますが、子どもの自然体験は、家庭の収入格差が関わっているとの統計データもあります。子どもたちが家庭の収入格差に関わらず、平等に自然体験ができる視点も大切ではないかと思っています。

先ほど山本委員が言われたように、この自然再生基本方針の文章だけでは文字が多く、読み通すのに体力も時間もかかってしまいますので、視覚的に見られる資料

があれば、より一層良いと感じます。

鷺谷委員長：

自然環境はダイナミックなものであり、安定することはないので、「健全な状態が取り戻されるまで」等と、文言を修正いただければと思います。

また、自然環境学習に関して、自然体験が収入格差に大きく依存している実態があり、公益財団法人日本自然保護協会では活動を始めていらっしゃいます。この問題があることを、委員の間で共有すれば良いと思います。

自然再生基本方針を分かりやすく説明するために視覚的な資料があれば良いというご意見もございましたが、またパンフレット等を環境省等で作られるのでしょうか。これについては、この会議の先の問題にはなりますが、ただいまのご意見を参考に、誰でも一目で分かるものを作っていただければ良いと思います。

志村委員：

自然再生推進法と地域生物多様性増進法の整理をしていただき、分かりやすくなりました。ありがとうございます。小さな自然再生は、地域生物多様性増進法で上手く進んでいくと思いましたが。一方で、個別の団体で取り組むには難しい規模であったり、技術的問題があったり、公共事業化しないとできないような大きな問題があったりする場合は、自然再生推進法による支援を強化すれば良いと思いましたが。自然再生基本方針のどこに、文字として書き込むかは難しいので、方向性として事務局で考えていただければと思います。

鷺谷委員長：

この見直し案にどう書き込むかは関係省庁でご検討いただければと思います。今回の自然再生基本方針の見直しに関する会議は、今日が最後になりますので、私が環境省から案を見せていただき、検討したいと思います。

大河内委員：

外来種の話などを書き加えて、きれいにまとめていただき、ありがとうございます。気になっていることとしては、「地域生物多様性増進法」という言葉です。この言葉だけ見ると、生物多様性の数が多いほど良いと誤解されるかもしれません。環境省から発する法律になりますので、各省庁にも確実に波及します。法律の略称は地域生物多様性増進法と決まっていますので仕方がないですが、特に「創出」する際には気を付ける必要があります。生物多様性は、保全することで生態系を健全な状態にすることが目標だと思います。例えば、シカは、個体数が多ければ良いというものではありません。そういった意味でも、自然環境を「創出」する際は、「増

進」の言葉が誤解を生むかもしれませんので、気を付けていただきたいです。

笹渕調整官：

略称の経緯をご説明させていただきますと、これまで「生物多様性増進活動促進法」という略称を使っていましたが、最近、「地域生物多様性増進法」という略称が法律の中に既にかき込まれていたことに気が付きました。これは、事務局側の見落としです。そのため、今後は「地域生物多様性増進法」という略称に統一されることとなります。

大河内委員

誤解が生まれないようにするために、今後、この法律はこのような意味だと、常に発信してほしいと思います。

鷺谷委員長：

地域生物多様性増進法を広めるときに、関係省庁で気を付けてくれたら良いとのことです。

萱場委員：

前回申し上げたところを分かりやすく直していただきました。資料1-1のp25の5(2)オのタイトルについてですが、「自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化」とあります。このタイトルだけを読むと、国土強靱化を進めるために自然再生を活用してくださいというニュアンスに受けとってしまいますが、本文を読むとそうではなく、防災減災等に関する自然再生の留意事項が書いてあります。そのため、「国土強靱化」というタイトルではなく、「防災減災や災害復旧時における自然再生への留意事項」などに変えたら良いと思いました。タイトルだけ再考いただけないでしょうか。

鷺谷委員長：

恐らくタイトルから「国土強靱化」を取ったものを再考したほうが良いと思いました。「国土強靱化」はイメージとして、誤解を招く可能性があります。ご検討いただき、調整をお願いします。

宮内委員：

自然再生基本方針の見直し案について、皆様の意見を踏まえた適切な修正がされていると感じました。パブリックコメントへの対応も良いと思いますので、自然再生基本方針に対して意見は特にございませぬ。先ほどから話題になっている2つの

法律の関係については、表面的なものではなく、本当に分かりにくいのだと思います。今後、啓発や制度の修正含めて、ご検討いただければ良いと思いました。

鷺谷委員長：

この自然再生基本方針の見直しの内容ではありませんが、環境省にてお考えいただければと思います。

小林委員：

私からは、特に意見ありません。

佐々木委員：

適切に修正いただいたと思います。ありがとうございました。

p 8の9行目にある「権原」は、誤字ではないかと感じております。ご確認をお願いします。

また、資料1-4で、自然再生推進法と地域生物多様性増進法を整理いただきましたが、自然再生推進法の中に「公共事業による自然再生」がございます。これは、地域生物多様性増進法の対象になるという理解で良いですか。

笹淵調整官：

ここは悩んだところです。地域生物多様性増進法の中にも、小さな矢印を入れていますが、基本的には認定主体が国になるため、国土交通省や農林水産省等が公共事業で行う自然再生は認定対象外ですが、地方自治体が行う取組については認定対象になります。そのような意味で、地方自治体が行う公共事業の自然再生は、地域生物多様性増進法でいう「回復」や「創出」に該当するため、図の中で矢印を引っ張っています。

佐々木委員：

そのような意味でしたら、資料1-1のp 12の22行目に「国や地方公共団体が公共事業」とありますが、ここの「国」は外すべきではないでしょうか。ここでは一般論として書いていることから、「国」を入れているという理解でしょうか。

笹淵調整官：

ここの記載に「国」を入れているのは、東京湾の再生などの国土交通省が取り組んでいるような自然再生に資する取組も自然再生基本方針で触れておくべきという、前回の会議でのご意見を踏まえて、記載しました。

佐々木委員：

国の場合は、地域生物多様性増進法の対象にはならないということでしょうか。

笹淵調整官：

そうです。国の場合は、対象外と考えています。

佐々木委員：

官民連携だとどうなりますか。私は国とも民間とも関わっていますが、どのように解釈するか、悩ましいと感じました。

また、これに関連してですが、1(3)クのタイトルである『小さな自然再生』など自然再生に資する取組の促進について、『小さな自然再生』などの「など」で公共事業等による取組も含まれると読ませていることと理解していますが、このタイトルでは小さな自然再生しか目に入らない印象を受けました。もう少しタイトルに、公共事業も含まれるニュアンスを出していただけると、より分かりやすいと思いました。

笹淵調整官：

民が国と連携しながら取り組んでいる活動も、民から申請していただけるなら、認定対象になり得ると考えています。ただ、個々の計画に応じて、判断していくことになると思います。

鷺谷委員長：

本日ご意見いただいたことや、これから事務局で気が付いたこと、関係省庁との協議等で、若干文言等が変わることもありますが、事務局からの報告を私が確認させていただき、スケジュールに沿って閣議決定できるように進めるということによってよろしいでしょうか。ご一任いただきましたので、そのように進めさせていただきます。

議題2. 自然再生事業実施計画について

鷺谷委員長：

続きまして、「議題2 自然再生事業実施計画について」、本日、2つの協議会から実施計画が提出されているとのことでございます。

まず、中海自然再生事業実施計画 第3期実施計画について、中海自然再生協議会から、ご説明をお願いします。

中海自然再生協議会 國井氏：

私より、第3期実施計画に至る経緯について、説明させていただきます。その後、実施計画に記載の2つの事業について、その担当者より説明します。

中海自然再生協議会では今回、調査段階からより効果的な実施計画とすべく第3期実施計画を策定しました。当協議会では、自然再生全体構想に掲げた5つの推進の柱に沿って、「アマモ場の保全・再生事業」、「海藻類の回収及びその利用事業」、「砂浜の保全・再生事業」、「浚渫窪地の環境修復事業」という4つの事業を、2012年度から第1期実施計画として進めました。5年目となる2016年に、当協議会ではこれら4つの事業について評価・検討を行うとともに新規の事業を募り、協議の結果、進めてきた4つの事業のうち「海藻類の回収及びその利用事業」と「浚渫窪地の環境修復事業」については継続、「アマモ場の保全・再生事業」と「砂浜の保全・再生事業」については中断、そして新たに「有用二枚貝（サルボウガイ）復活を目指す事業」と「中海湖岸域の利活用プロジェクト」という2つの事業を加え、2017年度から第2期実施計画としました。今回策定した第3期実施計画は、第1期実施計画から継続している「海藻類の回収及びその利用事業」と「浚渫窪地の環境修復事業」という2つの事業から成っています。今まで調査段階から10年間続けてきました。この第3期実施計画の策定にあたっては、効果的な実施事業といたく、昨年度、当協議会の行政・公共団体委員である島根県、鳥取県、国土交通省と環境省の地方事務所に、中海自然再生事業を公共事業化してほしいという要望書を提出しています。今回、この第1期から続いている2つの事業について、担当者から説明させていただき、それについて委員の皆様からコメントを頂戴できればと思います。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。先日、中海自然再生協議会の取組について現地視察を実施しましたので、まず、その現地視察の結果について、事務局からご報告させていただきます。

塩川係長：

協議会から事業をご説明する前に、環境省より、先日実施しました現地視察と意見交換についてご説明します。

中海は、島根県や鳥取県の日本海側にあり、ラムサール条約湿地に登録されている汽水湖です。その環境を受けて、魚介類や水草が生息生育するとともに、水鳥の渡来地になっています。秋田県の八郎潟や昨年度に現地視察を行った河北潟に続いて、中海でも干拓・淡水化事業が行われていましたが、社会情勢の変化等により、

事業の途中で中止となりました。しかし、淡水化事業のために行われた人工護岸や浚渫窪地が元に戻さずそのまま残ってしまったことで、水生生物が住みにくい環境となってしまいました。このような環境の中で自然再生協議会が設立し、第3期事業実施計画では先ほど協議会から説明があったように、第1期及び第2期では4つあった事業計画から「海藻類の回収及びその利用事業」と「浚渫窪地の環境修復事業」の2つに絞った取り組む計画となっています。

先日実施した現地視察では、意見交換会も行っており、計2日間で開催しました。自然再生専門家会議委員5名に参加いただいたほか、意見交換会は中海自然再生協議会の会議と同時開催とし、約30名の協議会関係者にも参加いただきました。

1日目、まずは室内で協議会より「浚渫窪地の環境修復事業」について説明を受けました。中海の表層の水質は、国土交通省が行う浅場造成覆砂事業により年々改善が進んでいますが、深くにある浚渫窪地についてはヘドロのたまり場になり、貧酸素水や硫化水素の発生源となっています。事業では「石炭灰造粒物」を用いた覆砂の方法の実証実験を行っており、覆砂を山型にすることで検証し、硫化水素や栄養塩濃度の低下効果があることが確認できました。第3期事業実施計画ではさらに良い効果ができるように検証を進めていくとのことでした。他にこの事業を公共事業化できればと考えているとのことでした。現地視察では、まず、「浚渫窪地の環境修復事業」について理解を深めるため、船で窪地まで移動して、窪地の水深の確認や水質測定を行ったほか、窪地底層の泥の採取し、においなどの確認を行いました。委員からは、底泥のヘドロにHiビーズを使って改良する試みは、データが示す限り効果があるという意見や浚渫窪地を埋め戻すことの効果を分かりやすく示すことができれば公共事業に繋がる可能性もあると助言がありました。公共事業においては民間等と違い国民の税金を使って行っていることもあり、必ずと言って良いほど事業の効果というものが求められますので、ここと大事な部分だと感じております。

次に別の場所へと移動しオゴノリ刈りの体験をしました。この取組は、過去に大量に発生したオゴノリについて、放置するとヘドロ化し、水質に悪影響を与えることから、開始されました。委員からは、オゴノリのアバンダンスについて変動モニタリングが必要であること、水質への悪影響などマイナスの役割のみでなく、オゴノリ群落のプラスの役割も把握の必要があることが助言されました。最後に、オゴノリ農場を見学しました。ここでは、刈り取ったオゴノリを畑にまき、肥料にすることで、土壌改善に繋がるという取組を説明いただきました。農場では、栽培や収穫を体験する市民参加型のイベントも実施しており、委員からは食文化に繋がる取組が素晴らしいとご感想いただきました。

2日目は、室内で意見交換会を行いました。委員からは現地視察を踏まえての感想や意見の他にブルーカーボンの視点を入れると良いことや水生生物の分布デー

タの把握が必要であること、国土交通省の実施する事業も協議会で議論した方がよいこと、中海流域全体における全ての課題を挙げた上で協議会内において議論を進めるとよいこと、自然再生全体構想の改訂にあたっては市民を含めたワークショップをするとよいこと、企業の巻き込みの際は状況に応じて支援方法を工夫するとよいことなど、様々な助言や意見が交わされました。

簡単ではございますが、現地視察と意見交換に関する報告は以上です。続いて、中海自然再生協議会より事業実施計画の説明をお願いします。

中海自然再生協議会 倉田氏：

「海藻類の回収及びその利用事業」について、説明します。海藻類が過剰に繁茂した場合には底質が悪化することもあります。底生生物にとって海藻類は重要な生息生育場所であるため、それらの相互作用を確認する必要があると考えています。海藻類の刈り取り後は、有機肥料として利用することで、栄養塩類の循環や未利用資源の有効活用、農作物の地域ブランド化など、プラスアルファの面があると考えています。一方で、海藻類があることによるマイナスとプラスの影響を、しっかりと調べる必要もあると考えています。

第1期実施計画では、中海の周辺水域にどのような生物がいるか調べました。図2に示すとおり、オゴノリ類を生息基盤とする生物がいることが確認されています。これまで刈り取った場所やそうではない場所において、調査研究を行っています。基本的に資金がないため、今後どのように計画を立てていくかが難しい状態です。

このような中、第3期実施計画では、更にステップアップすることとしています。本事業は、生態系サービスの観点から見ると、海藻類の刈り取りに関して、「藻場を生息場所とする生物群集」、「海藻類の刈り取りによる物質循環」、「海藻肥料で育てた米やサツマイモ」、「藻刈りと畑仕事の体験型環境学習」の4つの効果があると考えております。さらにSDGsの目標14である「海を守ろう」の項目とも関係しています。

そこで、第3期実施計画では、大きく分けると「藻刈りの効果の分析および評価」と「藻刈りの実施方法の検討」の2点に着目して取組を行うことにしました。

「藻刈りの効果の分析および評価」では、生態系サービスの供給サービスと文化サービスに当てはめて考えています。供給サービスに関連する取組としては、海藻類を使った肥料を使うことによる農作物の売り上げや利益の変化の調査です。文化サービスに関連する取組としては、オゴノリの環境学習として刈り取り作業を経験した子どもと経験していない子どもで、中海や自然再生への理解が深まったかを調査するというものです。

また、「藻刈りの実施方法の検討」としては、まず、海藻類の生息場所を調べる必要があると考えていますが、広い中海の沿岸を歩くことは大変であるため、昨年度

はドローンで空中写真を撮影して藻場面積を推定しました。湖面は光の反射があるため、現時点では写真による海藻類の種類の判定が難しい状況ですが、今後、中海の藻場の状況を調べるための効率的な方法を確立する必要があると考えています。海藻を刈り取ることで中海から海藻はなくなりますので、この取組による現存量の変化が、物質循環にどのような影響を及ぼすか調べないといけないと思っております。被食による現存量の減少や波浪等による流出と漂流、枯死後の堆積と分解といったバイオマスの変化に関係する様々な現象があります。これらの現象を記述するパラメータを収集するため、今回はケージやリターバッグ等を用いた野外操作実験を行い、一定期間放置した後、どれだけ減少、分解したかを評価しました。暫定的な結果ですが、水温と関係していると思われる、水温が高いと分解する、低いと分解しないといった結果が出ています。底生生物群集について、定量的なデータを収集する必要があると考えています。海藻類は、底生生物にとって、生息場所としての役割や餌場になる一方で、海藻類が多すぎると枯死した場合に酸素を消費するなどといったマイナス面もあります。このようなプラスとマイナスの側面の両方について、影響が生じる閾値があると考え、海藻類と生物量や多様性指数の関係を調べる研究を現在行っています。実際には、このような場所で代表的地点を設けて、広範囲ではありませんが、中海の自然再生に繋がるように、これからも取り組んでいきたいと考えています。

中海自然再生協議会 桑原氏：

「浚渫窪地の環境修復事業」について、説明します。浚渫窪地は、中海の西に多くあり、長大な窪地と孤立した窪地に分かれます。今回の事業では、孤立した窪地に注目します。その特徴として、湖底の水に流れがなく、溶出した栄養塩等の濃度が上昇していることが挙げられます。また、無酸素や貧酸素となるので、生物は生息しないことが見られます。第3期の修復対象として浚渫窪地は、細井沖浚渫窪地と錦海一穂日島沖浚渫窪地になります。本日は、細井沖浚渫窪地について説明します。

周辺水深は、自然湖底で4～5mで現在の水深は7m、大きさは350m×135m程度の小さな窪地です。第1期実施事業では、石炭灰造粒物を同じ厚さで全面覆砂しました。その結果、覆砂後の硫化水素の溶出削減率は88%抑制され、非常に効果が大きいことが示されました。しかし、有機物が堆積するため、長期的には効果が低下すると思われました。

そこで、第2期実施事業では、石炭灰造粒物を山型で覆砂し、水の動きにより有機物が覆砂材から下に落ちることを期待しました。窪地の上から見た図では、覆砂材が見えるのが分かるので、溶出量が低下することが期待できます。期待される効果として3つありますが、特に、水深が浅くなることで、山頂は溶存酸素が供給さ

れやすくなり、生物が生息できる環境が創出できると考えています。覆砂の状況ですが、深浅測量の結果、覆砂で直径 15m くらいの山ができました。

窪地湖底直上の硫化水素濃度は、山型覆砂で 5 mg S/L になっています。第 1 期に行った全面覆砂では、経年的に硫化水素濃度が上昇していますので、山型覆砂の効果が大きいことが分かります。硫化水素の溶出速度の結果ですが、グラフの数字は期間中の平均溶出速度を示しています。St. 1 の 826mg S/d・m² と St. 7 の 139mg S/d・m² を比較すると、概ね 80% の削減になっています。底生生物としては、これまで見られなかったアサリやサルボウガイ、フジツボが確認されています。それらは死亡した状態でしたが、7月の調査では生きたアサリやウミイサゴムシ（オクダイサゴムシ）が確認されています。

第 3 期事業計画の STEP 1 としては、1～2年目で未覆砂箇所に対して、第 2 期に行った事業を発展した大きな山型覆砂を実施します。これにより、生物が生息する環境を拡大する狙いがあります。STEP 2 では、3年目には未覆砂箇所であった、③④⑤で示す場所を埋戻ししていく予定です。STEP 3 については、状況に応じて STEP3-1 と STEP3-2 の 2 つを考えているところです。STEP3-1 は、大きな台形の覆砂で効果が得られるようであれば、第 2 期に実施した小さな山型覆砂の間を埋めることで、大きな山型覆砂を増やすことを考えています。もうひとつの STEP3-2 は、窪地全体を埋め戻すことを考えています。STEP3-1 か 3-2 にするかはこれから協議会で検討します。以降のスライドで、調査項目と目標を示していますので、ご参考にしてください。説明は以上になります。

鷺谷委員長：

ご説明ありがとうございました。次に、今回の実施計画に対する助言の必要性について、事務局から説明願います。

塩川係長：

中海自然再生協議会の主務省は環境省ですが、主務省庁にて、本実施計画について自然再生基本方針等に沿ったものか確認しました結果、『主務大臣』からの助言の必要はないと判断しております。

鷺谷委員長：

ありがとうございます。事務局の判断は、助言の必要なしということです。このあと、もう一つ実施計画が議題としてありますので、短い時間となりますが、ただいまの内容について、ご意見ご質問等お願いします。現地に行かれてすでに協議会とディスカッションされた方も、またご意見いただければと思います。

中村委員：

現地ではお世話になり、ありがとうございました。それぞれの事業の新しい試みについては、きちんとデータを取られて進められており、問題点はないように思います。協議会の中で国や県との協働関係が上手くいっていないと、現地視察で少し話題になりましたが、視察のあと、行政とタイアップする仕組みについて、何か進展はありましたか。

中海自然再生協議会 國井氏：

我々はNPOが発意者となった初めての協議会です。そのため、資金面に難があり、公共事業化を目指しているところです。発意者がNPOであるため、国土交通省や環境省、県などの行政は、協議会に対して一步引いており、積極的に協議会の事業に関与することはなかったです。しかし、今後は、行政とともに勉強会をして、協議会として前に進めてはどうかといった動きは出ています。第3期実施計画に取り組むと同時に、協議会の中での多様な主体の連携を修復できればと思っています。

中村委員：

上手く進むように願っています。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。第3期実施計画はこれで進め、平行して公共事業化に向けた努力もされるとのことです。

佐々木委員：

現地視察では、ありがとうございました。特に意見というわけではございませんが、窪地での取組は興味深く、是非継続していただきたいと思っております。覆砂材の量は同じで、覆砂形状の大小をどうするかを実証されていると理解しています。これも興味深く拝見し、私もどちらが良いのか直感的には判断できないと感じました。山型覆砂も大きなものだと幅が約50mとのこと、この図だと平場と同程度に設置されるように見受けられるので、その場合は効果的ではないかと思いますが、逆に窪地が深く天端が十分に浅いところまでこない場合は、そこにヘドロが溜まりやすくなるのかと推察します。非常に興味深い実験なので、継続いただき、是非論文として公表いただけると他事業にも役に立つと思いました。

鷺谷委員長：

窪地の山型覆砂は技術的にも興味深く、是非論文にまとめて情報を広く利用して

いただきたいとお話でした。

高山委員：

オゴノリング農場で栽培したサツマイモを使って芋焼酎を作るという取組は、素晴らしいと思いました。1点、気になっていて教えていただきたいのですが、設置された石炭灰造粒物は撤去されるのかということです。放置することによるマイナスの影響はありませんか。

中海自然再生協議会 桑原氏：

石炭灰造粒物は、国土交通省が行った公共事業である中海における通常の浅場の覆砂でも用いています。その事業の中で、生物相の把握や重金属の含有量も調査しており、特に施工したまま放置しても問題ないと思っています。

鷺谷委員長：

いただいたアドバイスについて、これからに生かしていただければと思います。また、本計画については「主務大臣からの助言」の必要はないという事務局の判断ですが、特にご異議がなかったことから、助言の必要はないものとさせていただきます。中海自然再生協議会の皆様、ご説明ありがとうございました。

続いて、第三期 阿蘇草原自然再生事業 野草地保全・再生事業実施計画について、阿蘇草原再生協議会から、ご説明をお願いします。

阿蘇草原再生協議会 中武氏：

阿蘇草原再生協議会の取組について、委員の先生からご助言いただける機会をいただき、ありがとうございます。阿蘇草原再生協議会は、令和6年10月現在で個人77、団体・法人193の合計270の構成員で組織されております。活動の対象とする区域は、熊本県の阿蘇郡市7市町村と合併する前に阿蘇郡に入っていた山都町の一部（旧蘇陽町）で、その範囲の草原及び野草地を活動の対象としています。阿蘇草原全体構想は、平成19年3月に第1期、平成26年に第2期、令和3年に第3期に策定しています。実施計画について岩崎より説明します。

阿蘇草原再生協議会 岩崎氏：

阿蘇草原自然再生事業 野草地保全・再生事業実施計画の活動について、説明させていただきます。

阿蘇の草原は、世界有数のカルデラを形成した火山活動の影響により、森林が発達しにくい環境であったところに、「放牧」、「採草」、「野焼き」などの人々の利用が長い年月の間続けられてきたことによって、野草を主体とする日本最大規模の草原

環境が維持されてきました。しかし、1900年頃から2007年の約100年で、草原面積は半減以下になっています。これは、農畜産業が減退傾向となり、肉用牛農家及び飼養頭数共に減少していることが関係していると考えています。さらに、担い手不足が深刻で、現在の牧野組合員は50代以上が大半を占めており、今後はさらに深刻になると考えています。牧野組合にアンケートを行ったところ、10年以上野焼き等の維持管理作業が継続可能と答えた牧野以外は、30年後には管理放棄されると仮定すると、面積比で約6割が減少すると予想されました。

そこで、第3期の自然再生全体構想の目標は、「今（2021（令和3）年）と変わらない規模の阿蘇草原を残す」、「阿蘇草原の減少傾向を改善させる」としております。この目標の達成のために、維持管理に必要な財源労力を確保するための取組についての基本的な考え方を3つの柱として整理しました。柱の1つ目が「生業による草原維持の支援強化」、2つ目が「公益機能保全のために多様な主体が関わる草原管理」、3つ目が「普及啓発と科学的根拠に基づく後方支援基盤づくり」ということで、この3つの柱に基づいて、現在関係者で協力して進めているところです。

柱の1つ目である「生業による草原維持の支援強化」についてですが、環境省では、牧野管理作業の軽減を図るための恒久防火帯などの整備を行っています。これは2006年から支援を進めておりまして、これまでに40の牧野で整備を行ってきました。昨年度からペースを上げまして、年間に6牧野から7牧野の整備を進めていますが、財源のさらなる確保や整備の優先順位等の設定が、現在必要不可欠な状況になっております。これらを進めながら、引き続き継続していきたいと考えているところです。また、支援ボランティアの拡充も進めています。これは熊本県の補助金を活用して、公益財団法人阿蘇グリーンストックが取り組んでいます。例えば、作業服を作成してボランティアへ貸与したり、ボランティア管理の効率化を目指してLINEシステムの構築やマニュアルの改訂を行ったりしております。こういった取組を進めたこともあってか、ボランティアの数は、例年100人程度でしたが、昨年は200名以上の方に登録いただきました。しかし、数としては倍増しているものの、野焼きではなく輪地切りの支援活動のボランティアがとりわけ不足している状況です。阿蘇くじゅう国立公園周辺で同様に広がっている草原においては、国立公園の区域拡張を進めています。法的手続きをすすめ、今年度中の見直しの完了を目指しています。国立公園を拡張する区域についても、自然再生施設として公共事業で恒久防火帯などの整備が可能となります。さらに、野焼きの専門家集団育成事業を行っています。「火引き」は野焼きの成否を分ける重要な作業ですが、高齢化によりベテラン火引き者の出役が難しくなっている牧野も少なくありません。現在、火引き者の確保は多くの牧野が抱える課題となっています。この課題に対応するため、環境省では令和4年度より火引きのプロ人材を育成する支援事業を開始しました。これは、牧野外部の候補人材を火引き者として育成することで、牧野の野焼き

を継続できる体制づくりを支援する事業です。令和4年度は2牧野において計11名、令和5年度は1牧野1自治体（南阿蘇村）において計13名の火引き人材を確保し、座学や実地研修を通してプロ人材の育成を進めました。

柱の2つ目である「公益機能の保全のための多様な主体に関わる草原管理」についてですが、熊本県では、草原維持に積極的に取り組む企業や団体を支援して、担い手や財源の確保を目的とした阿蘇草原応援企業サポーター認証制度を創設されています。これは、令和3年度から行われており、現在40社が認定されています。この他にも様々な活動が行われていますが、引き続き多くの方がより一層深く関与していけるような草原管理の仕組みづくりが必要と考えています。また、観光利用を通じて草原維持の還元を進めておりまして、環境省では、「千年の草原を活用した持続可能な観光ガイドライン2023」を策定しました。これをもとに、ガイド研修や牧野と観光事業者のマッチング等の支援を行っています。

最後に、柱の3つ目である「普及啓発と科学的根拠に基づく後方支援基盤づくり」についてです。現状として、阿蘇草原の情報源が多様化し、分散しているため、様々な情報を、対象者とニーズに応じて、確実に届けられる仕組みの構築が必要な状態となっています。また、阿蘇草原再生募金の寄付額が当初に比べて大幅に減少していることも課題です。公益的機能に対して受益者から資金を還元するような仕組みの醸成と仕組みづくりが必要と考えており、各取組を促進するための情報発信の強化にも取り組む必要があります。まずは、環境省や公益財団法人阿蘇グリーンストックのウェブサイトについて、一般の利用者の方に分かりやすいように昨年度リニューアルいたしました。また、草原の景観だけではなく、炭素固定機能や水源涵養、また生物多様性の保全といった公益的機能があることや、価値を伝えることについての研究成果などを活用してイラストを作成し、それを公開しております。その他、阿蘇草原再生プロジェクトの新規ロゴのキービジュアルも作成しました。これを活用することによって得られた利益の一部を草原再生に還元するための仕組みの検討も行っています。科学的データの収集や情報の蓄積・活用についても進めており、収集したデータについてはウェブサイトのプラットフォームを通じて情報発信を行ったり、一般の方が利用しやすいように環境整備を行ったりしています。子どもたちへの草原学習についても、引き続き推進していきます。草原学習を行う実施校数の目標は達成していますが、小学校ごとの学習回数や進度にはまだまだばらつきがあるため、この辺りは今後深めていくように考えています。他方で、学習を担えるコーディネーターが不足している実態もありますので、人材育成が今後の対策として必要と考えています。説明は以上になりますが、このような活動を関係者で協力して引き続き進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

鷺谷委員長：

ご説明ありがとうございました。次に、今回の実施計画に対する助言の必要性について、事務局から説明願います。

塩川係長：

阿蘇草原自然再生協議会の主務省も環境省ですが、主務省庁にて、本実施計画について自然再生基本方針等に沿ったものか確認しました結果、こちらについても、『主務大臣』からの助言の必要はないと判断しております。

鷺谷委員長：

ありがとうございます。事務局の判断は、助言の必要なしということです。ただいまの内容について、ご意見、ご質問等いただきたいと思います。

中村委員：

阿蘇草原再生募金について1億5000万が積み上がっているがどのように集めていますか。例えば、釧路湿原再生事業は、行政予算が中心で資金集めが難しい状況です。募金を行う主体はどこになりますか。また、現在、金額が減っている理由が分かれば教えてください。

阿蘇草原再生協議会 岩崎氏：

阿蘇草原再生募金は、あか牛の導入や野焼きボランティア運営に活用しています。収入については、阿蘇地域にある施設や店舗に設置いただいている募金箱のほか、企業から募金いただいたり、自動販売機の収入一部を募金としていただいたりしています。先月は、観光地で募金キャンペーンを実施しましたが、お昼の数時間で7万円ほど集まりました。収入が減っている理由としては明確に分かりませんが、キャッシュレス時代になり、募金箱が時代に沿わないのかもしれないと考えています。

中村委員：

一般の人が阿蘇草原に対して、年間1000万円もの金額を街中の募金箱に入れているということですか。

阿蘇草原再生協議会 岩崎氏：

一般の人のほか、自動販売機を置いているコカ・コーラ等の企業からも、大口の募金をいただいています。

中村委員：

阿蘇草原再生協議会は、自らで資金を積み上げている良い事例だと思っていました。解決策のアイデアはありませんが、現在は募金が減っているとのこと、理解しました。

鷺谷委員長：

公益財団法人阿蘇グリーンストックによる働きがこれまで大きいように感じており、例えば、あか牛オーナー制度で寄付に近い物を集めています。

また、阿蘇地域周辺で最近話題になっていることとして、半導体の製造工場の建設があると思います。半導体の工場が立地することで経済は活性化しますが、同時に水もたくさん使います。そのような資源を使う企業にも働きかけて、募金を積み上げる努力をされたら良いと思います。

中村委員：

半導体の製造には、水を多く使うと思います。北海道にはラピダスという半導体の工場ができました。大量に水を利用するので、水の問題が大きくなると思います。是非企業にも協力してもらえば良いと思います。

鷺谷委員長：

経済的にプラスになっている企業は半導体企業なので、社会的貢献をするようにしっかり誘導すると良いと思います。公益財団法人阿蘇グリーンストックだけでなく、熊本県側からの働きかけも重要だと思います。

大河内委員：

野焼きが非常に重労働だと分かりました。本計画はこれで良いと思いますが、この計画の外側として、これだけの資源があるのに、人を引き付ける部分が少し弱いと感じています。私が30年前に住んでいた頃と、観光の形態が変わっていません。大観峰を見るだけでなく、阿蘇の自然を堪能したり、あか牛のBBQをしたり、エコツーリズムができる素晴らしい自然があるのに、普通の観光旅行になっていてもったいないと感じています。インターネットで検索したら、アクティビティがすぐヒットするなど、阿蘇でのエコツーリズムをメジャーにできたらお金も自然に集まるのではないかと思いますので、是非頑張ってくださいたいです。

鷺谷委員長：

質の高いエコツアーをしていると思いますが、それを目玉にするような観光業を

育てることも必要かもしれないです。

また、今後も防火帯の設置を進めると思いますが、防火帯は恒久的ではありません。恒久的という言葉が分かりやすいから使っていると思いますが、何年かすると防火帯の更新も必要になると思います。最近では、環境配慮型のコンクリートも出てきているようです。例えば、バイオチャー（バイオ炭）を混和したコンクリートでは草の資源を炭化して混ぜ込むこともできるかもしれません。コンクリートのアルカリ度が高いと周辺の植生に影響を与える可能性もあるので、どのようなコンクリートを使うか、気を配ることも今後の防火帯づくりでは必要だと思いました。

委員からいただいたアドバイスについては、これからに生かしていただければと思います。委員の皆様は、追加でご意見等がございましたら、事務局まで個別にご連絡いただければと思います。また、本計画については「主務大臣からの助言」の必要はないという事務局の判断ですが、特に御異議がなかったことから、助言の必要はないものとさせていただきます。

阿蘇草原再生協議会の皆様、ご説明いただき、ありがとうございました。

それでは、議題2につきましては、以上とします。その他、何かございますか。

特にないようですので、本日の議題は以上とし、議事進行を事務局の方にお返しします。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

司会（事務局）：

鷺谷委員長、ありがとうございました。本日の議題は以上でございます。議事録及びこれに基づく議事概要については、事務局で作成後、委員の皆様方に内容をご確認いただいた上で、環境省ウェブサイトで公開させていただきます。

最後に、関係省庁から、一言ずつ、ご挨拶いただければと存じます。まずは、文部科学省の濱部課長補佐、お願いします。

濱部課長補佐：

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。議題1でご議論いただきました新たな自然再生基本方針について、自然環境学習の活用やESDの関係など、新しい方針の考え方にに基づき、様々な関係の皆様と連携し、取組を進めてまいりたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

司会（事務局）：

ありがとうございました。続きまして、国土交通省の高森課長補佐、お願いします。

高森課長補佐：

本日は、自然再生基本方針をご議論いただきありがとうございました。また、中海自然再生協議会や阿蘇草原再生協議会からは実施計画をご説明いただき、ありがとうございます。自然再生基本方針には、流域治水に関するご意見を、第1回の自然再生専門家会議でいただき、本文に追記いたしました。グリーンインフラ等の推進を通じて、生態系ネットワークの形成に国土交通省としても貢献していきたいと考えています。各地域の自然再生協議会には、地方整備局も事務局として参画しています。今回議論している自然再生基本方針に則り、国土交通省としても、自然再生の取組を推進します。引き続きよろしく願いいたします。

司会（事務局）：

ありがとうございました。続きまして、農林水産省の古林課長補佐、お願いします。

古林課長補佐：

本日はご議論いただきありがとうございます。みどりの食料システム戦略に基づいて、また、新たな食料・農業・農村基本法に基づき、農林水産業全体の環境負荷低減を図っています。幅広い取組を行い、生産とも関わっている自然再生協議会のようなトップランナーの取組を是非広げていきたいと思えます。

今日の話題の中に、中海自然再生協議会の作る芋焼酎についてのお話がありましたが、我々も環境負荷低減を図ったものに、ラベルを付けるなどの見える化を進めているところです。農林水産業を通じて、環境負荷低減を図るとともに、食をコミュニケーションツールとして消費者に呼びかける取組を進めたいと考えます。引き続きよろしく願いいたします。

司会（事務局）：

ありがとうございました。続きまして、環境省の番匠課長、お願いします。

番匠課長：

委員の皆様、様々なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見を踏まえて、数箇所修正させていただくと思えます。鷺谷委員長はじめ、関係省庁と相談の上、修正し、新しい自然再生基本方針を閣議決定していきたいと考えています。

自然再生推進法と地域生物多様性増進法の関係について、新たに追加で記載し、意見をいただきました。地域生物多様性増進法の中では「回復」という言葉になり

ますが、自然再生に関連する活動を自然共生サイトの対象にする形としました。これにより、自然再生の取組がさらに広がれば良いと考えています。地域生物多様性増進法の自然共生サイトは、企業中心に非常に高い関心を寄せていただいています。様々な主体が中心となり、多くの場所で活動することを期待しています。一方、自然再生推進法におけるひとつの特徴として、協議会に多様な主体が参加することが挙げられます。このような特徴のある両方の活動を、全国各地で行うことで、更に様々な活動が増えることに期待しています。

また、2つの実施計画では、助言なしとの結論をいただきました。阿蘇草原再生協議会については、平成17年の設立時に、私が九州地方環境事務所にいたこともあり、個人的に思い入れがある協議会です。第3期実施計画を拝見して、活動地域や人の広がり、改めて嬉しく思いました。このような形で多くを巻き込み、自然再生を進めていけるのが、この法律の立て付けの良いところだと思います。委員の皆様には様々な形で引き続きご支援ご助言をよろしくお願いいたします。

司会（事務局）：

ありがとうございました。最後になりますので、出席者の皆様のスクリーンショットをとらせていただきたいと思います。オンライン参加の委員の皆様、可能な限りで構いませんので、ビデオを「開始」にさせていただけますか。それでは撮らせていただきます。

（スクリーンショット撮影）

撮れました。ありがとうございます。

これにて本日の会議を終了とさせていただきます。オンラインにて出席の皆様におかれましては、退出ボタンを押してご退出いただければと存じます。長時間にわたる会議にご出席いただき、ありがとうございました。